

いただいた御意見に対する考え方

※御意見の全体像が分かるように代表的な御意見を抽出し、整理しています。

※基本的にいただいた御意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミス等はこちらで修正しています。

整理 番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
今回の改定事項に関する御意見		
1	● 該当箇所 部分供給に関する指針 ● 意見内容 部分供給は電力市場が成熟するまでの過渡的措置とした制度と認識しているが、カーボンニュートラルや脱炭素等の取組をこれから行って行く際には必ず必要となる制度のため過渡的措置との位置付けは変えるべきと考える。部分供給を取組する際にみなし小売電気事業者側が相対電源を契約しているなどと、部分供給を拒絶することが考えられるためこれらをガイドライン上で明確にご記載願いたい。相対電源も化石燃料をもとにしたものであれば容量市場の制度の中で発電容量に応じた収入をもらうことになるわけで、太陽光等の再エネを託送する部分供給の取組みを阻害することがないようにして頂きたい。 具体的には、以前中部電力ミライズ様と打合せをさせて頂いた際、部分供給に関する指針に関しての考え方に齟齬がありました。 中部電力ミライズ様との通告型部分供給を協議した際には、計画値の提出を前々日 5 時などと締切が早くされたことがビジネス実現性が低くなった。太陽光等の天候情報をより正確に反映した計画を出すためにこの計画値の締切は前日 12 時とすべきと思うが、中部電力ミライズ側ではそれに応じる対応は取られず指針においてそれらも明確にご記載頂きたいです。	部分供給とは、「市場における十分な競争状態を実現するため、特にベース電源や夜間に活用できる電源が不足しているといった新電力の事業実態に配慮した措置」であり、かつ、「卸市場が機能するまでの当面の措置」とされています。 小売電気事業者が電気事業法に定める供給力確保義務の下、供給を行うことが大原則であるところ、電力市場が成熟するまでの過渡的措置として非対称規制を導入したものであり、導入時の目的に鑑みれば、電力市場が成熟した場合には、本措置を廃止し、原則に戻るべきであるとの考え方です。 計画値の提出時間については、相談者とみなし小売電気事業者が協議にて定める事項であり、かつ、協議を受けるみなし小売電気事業者側の供給力確保の予見性を担保する観点から、指針において指定しないこととしています。

整理 番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
2	● 該当箇所 部分供給に関する指針 ● 意見内容 部分供給という制度は、ベース電源が不足する新電力の供給方法として創設されましたが、ベースロード電源入札・日本卸電力取引所（JEPX）の取引厚み・旧一般電気事業者の相対電源入札の拡充により、今や需要家においては再エネ普及促進の切り札として期待されています。 再エネ普及については、再エネ出力抑制時に蓄電池を活用することで最大限の導入を可能にする事はもちろん、需要家側における負荷カーブのリバランスを担う事が期待されるなど、部分供給と蓄電池の活用で新たな展開が期待されています。 再エネの普及、自己託送との親和性も高く、部分供給は今後も大いに活用される制度として活用されるものと考えます。	部分供給とは、「市場における十分な競争状態を実現するため、特にベース電源や夜間に活用できる電源が不足しているといった新電力の事業実態に配慮した措置」であり、かつ、「卸市場が機能するまでの当面の措置」とされています。 小売電気事業者が電気事業法に定める供給力確保義務の下、供給を行うことが大原則であるところ、電力市場が成熟するまでの過渡的措置として非対称規制を導入したものであり、導入時の目的に鑑みれば、電力市場が成熟した場合には、本措置を廃止し、原則に戻るべきであるとの考え方です。